

住宅用火災警報器設置促進に伴う訪問活動を実施しています



消防法で

設置の義務

があります！



- ☆ **身分証**を携帯した職員等がお伺いします。
- ☆ 住宅用火災警報器の設置や点検・取り替え等のご説明をします。
- ☆ 住宅用火災警報器の**販売**をすることは**絶対にありません**。

火災による被害を軽減させるため、令和4年度～令和6年度にかけて管内（甲府市、甲斐市（旧双葉町を除く。）、中央市、昭和町）の共同住宅を除く全世帯を対象とし、消防職員のほか『住宅用火災警報器普及員』が訪問啓発活動を実施しています。

皆様の住宅に、**住宅用火災警報器**が**設置**されることで、火災による**死者数**と**損害額**は**半減**、**焼損床面積は6割減※**と、火災の損害を少なくできます。

重要！

就寝中の逃げ遅れを防ぐため、**寝室**には**必ず設置**をお願いします。

職員等が啓発活動で訪問した際は、ご理解ご協力をお願いいたします。



※令和元年から令和3年までの火災報告を基に分析（総務省消防庁調べ）

大切な家族や財産を守るために、早期に設置をお願いいたします。

**住宅火災で亡くなられた方の
7割が逃げ遅れです！**



甲府地区広域行政事務組合
消防本部予防課予防審査係
055-222-1291